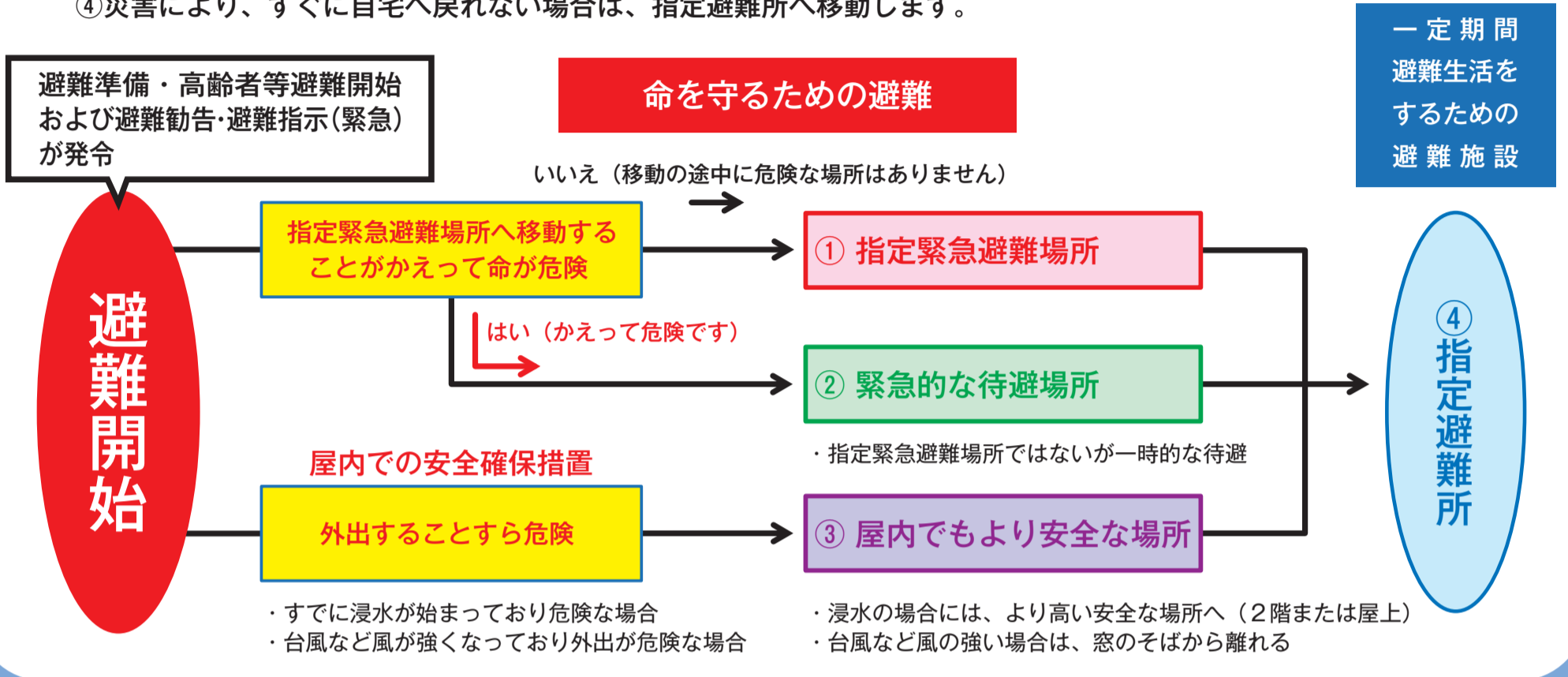


避難行動の種類（安全確保行動）

ポイント

- ①「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則です。
- ②指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合には、「緊急的な避難」をとってください。
- ③外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」をとってください。
- ④災害により、すぐに自宅へ戻れない場合は、指定避難所へ移動します。



避難情報について

避難情報の違いを知っておきましょう

テレビ・ラジオ・広報車・防災行政無線・ぴーちゃんねっと等を通じて町が出す避難情報には、状況によって違いがあります。

危険度	情報の種類	発令時の状況	住民に求められる行動
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 100px; background: linear-gradient(to bottom, yellow, orange, red, purple);"></div> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">低</p> <p style="text-align: center;">高</p> </div> </div>	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ●避難をするのに時間のかかる避難行動要支援者は、避難を始めなければならない状況です。 ●人的被害が発生するおそれが高まっている状況です。 ●台風や大雨等が夜間に接近・通過することが予想される場合等に発令します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の気象状況に注意を払い、避難の必要について考えてください。 ●高齢者、病人、障がい者などの方は支援者とともに安全な場所へ早めの避難を始めてください。 ●非常時持出品を用意するなどいつでも避難できるように準備してください。
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難ができる方についても、避難を始めなければならない状況です。 ●人的被害が発生するおそれがさらに高まっている状況です。 ●「土砂災害警戒情報」もしくは、「記録的短時間大雨情報」が発表された場合や土砂災害前兆現象が発見された場合、及び、河川水位が氾濫危険水位に達した場合や氾濫注意水位、避難判断水位を超過した状態で、氾濫危険水位を超えるおそれが極めて高い状況にある場合に発令します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ早く安全な場所に立ち退き避難をしてください。（指定緊急避難場所や親族宅など災害のおそれのない安全な場所） ●立ち退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」をしてください。
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生するおそれが非常に高まっている状況、または実際に人的被害が発生した状況です。 ●近隣で土砂災害及び洪水被害の発生を確認した場合や、河川水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合や堤防決壊のおそれが高い場合、また、避難が十分でなく、再度の立ち退き避難を警告する場合等に発令します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難中の方は確実に避難を完了してください。 ●いまだに避難していない方はただちに安全な場所へ避難を始めてください。 ●立ち退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」をしてください。

※自主避難：災害の危険が迫っていると自ら判断した場合の避難となります。早めの避難を心がけましょう。必要に応じて地域の避難所などに、避難してください。避難中の食事や生活必需品は、ご自分で用意してください。町では、各家庭で家族の3日分程度の物資の備蓄を推奨しています。